

平成31年度原子力施設等防災対策等委託費（緊急時モニタリングセンターに係る訓練）事業  
に係る企画競争募集要領

平成31年1月31日  
原子力規制庁長官官房  
放射線防護グループ  
監視情報課

原子力規制庁では、平成31年度原子力施設等防災対策等委託費（緊急時モニタリングセンターに係る訓練）事業を実施する委託先を、以下の要領で広く募集します。

## 1. 委託業務の目的

本委託業務においては、緊急時モニタリングセンター（以下、「EMC」という。）における活動に従事することが見込まれる地方公共団体職員等を対象に、緊急時モニタリングに係る訓練を実施することにより、EMCの役割、体制及び活動に関する知識等の習得を図り、緊急時モニタリングの実効性を確保することを目的とします。

## 2. 委託業務の内容

### （1）訓練の実施

#### ① EMC活動訓練

EMCにおける活動に従事することが見込まれる地方公共団体職員等を対象に、EMCの役割、体制及び活動に関する知識の習得を目的とした机上訓練を実施します。開催地域、開催回数及び募集人員については次のとおりとします。

【開催場所】 原子力事業所所在地域又は隣接地域

【開催回数】 選定した開催地域において合計10回程度

（北海道地方、東北地方、北陸・信越地方、関東地方、中部地方、近畿地方、中国・四国地方及び九州地方においてそれぞれ1～2回程度。）

【募集人員】 30名（複数班編制、班あたり10名程度）／回程度

なお、開催日及び開催場所は、各地方公共団体と委託事業受注者及び原子力規制庁において調整し、その調整結果を踏まえ決定することとします。

#### ② EMC実動訓練

①の訓練を実施する地域のうち、1～2カ所程度を対象として、野外での測定や機器の設置等を実施する実動訓練を①の訓練に加えて実施することとします。

## (2) 研修効果の充実に図るための活動

### ①訓練の実施

各訓練におけるカリキュラムや訓練資料は、最新の関係法令等を取り入れ、作成することとします。また、各訓練の実施に当たっては、各地方における緊急時モニタリング体制に応じた訓練内容になるよう、工夫することとします。

なお、各訓練におけるカリキュラムや訓練資料については、原子力規制庁と調整の上決定することとします。

### ②訓練で使用する資機材

本訓練で使用する資機材については、オフサイトセンター等の資機材を活用した研修が実効的であるため、オフサイトセンター等の資機材を借用して使用することとします。

### ③緊急時モニタリングセンターに係る訓練検討委員会の設置

外部専門家や地方公共団体のモニタリング関係者等からなる「緊急時モニタリングセンターに係る訓練検討委員会（以下、「訓練検討委員会」という。）」を設置し、訓練内容の評価等を行い、訓練検討委員会以降のEMC訓練及び次年度への改善事項の取りまとめを行うこととします。

なお、本委員会の委員、委員会資料等については、原子力規制庁と調整の上決定することとします。

### ④緊急時モニタリングセンター要員に対するアンケートの実施

本訓練の有効性を確認するため、EMC要員に対してアンケートを実施することとします。なお、アンケートの対象者と内容は原子力規制庁と調整の上決定することとします。

## 3. 事業実施期間

契約締結日～平成32（2020）年3月31日

## 4. 応募資格

応募資格：次の要件を満たす企業・団体等とします。

本事業の対象となる申請者は、次の条件を満たす法人とします。なお、コンソーシアム形式による申請も認めますが、その場合は幹事法人を決めていただくとともに、幹事法人が事業提案書を提出して下さい（ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできません。）。

- ① 日本に拠点を有していること。
- ② 本事業を的確に遂行するために必要な組織及び人員等を有していること。
- ③ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④ 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。

- ⑤ 環境省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑥平成28・29・30年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。ただし、平成31（2019）・32（2020）・33（2021）年度環境省競争参加資格（全省庁統一参加資格）の「役務の提供等」の資格を引き続き取得すること。

## 5. 契約の要件

- (1) 契約形態：委託契約
- (2) 採択件数：1件
- (3) 予算規模：52,779,000円（消費税込）を上限とします。なお、最終的な実施内容、契約金額については、原子力規制庁と調整した上で決定することとします。
- (4) 成果物の納入：事業報告書12部および電子媒体2式を原子力規制庁に納入。  
※ 電子媒体を納入する際、原子力規制庁が指定するファイル形式に加え、透明テキストファイル付PDFファイルに変換した電子媒体も併せて納入して下さい。
- (5) 委託金の支払時期：委託金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払となります。  
※ 事業終了前の支払い（概算払）が認められる場合は制限されていますので御注意下さい。
- (6) 支払額の確定方法：事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定します。  
支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計です。このため、全ての支出に関して、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要です。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

## 6. 応募手続き

### (1) 募集期間

募集開始日：平成31年1月31日（木）

締切日：平成31年2月25日（月）17時必着

### (2) 説明会の開催

開催日時：平成31年2月6日（水）16時30分

開催場所：原子力規制庁入札会議室

東京都港区六本木1丁目9番9号（六本木ファーストビル13階）

説明会への参加を希望する方は、9. 問い合わせ先へ平成31年2月5日（火）17時までに御連絡下さい。

連絡の際には、メールの件名（題名）を必ず「平成31年度原子力施設等防災対策等委託費（緊急時モニタリングセンターに係る訓練）事業説明会出席登録」とし、本文に「所属組織名」「出席者の氏名（ふりがな）」「所属（部署名）」「電話番号」「FAX番号」「E-mailアドレス」を明記願います。

なお、会場の都合により、説明会への出席につきましては、応募単位毎に2名まででお願い致します。（複数組織での共同応募を予定されている場合は共同で応募される複数組織を一応募単位とし、その中から2名までの出席でお願い致します。）また、出席者多数の場合には説明会を複数回に分け、時間を調整させて頂くことがありますので、御了承下さい。

### （3）企画書募集に関する質問の受付及び回答

#### ①受付先

9. 問い合わせ先へ平成31年2月13日（水）17時までに電子メールにて行うこととします。質問及び回答は質問者自身の既得情報（特殊な情報、ノウハウ等）、個人情報、原子力規制庁の業務に支障をきたすものを除き公表します。

#### ②回答

平成31年2月15日（金）17時までに、企画競争参加者に対して電子メールにより行います。

### （4）応募書類

① 以下の書類を一つの封筒に入れて下さい。封筒の宛名面には、「平成31年度原子力施設等防災対策等委託費（緊急時モニタリングセンターに係る訓練）事業申請書」と記載して下さい。

- ・申請書（様式1）＜申請書1部＞
- ・企画提案書（様式2）＜1部＞
- ・会社概要票及び直近の過去3年分の財務諸表＜1部＞
- ・会社パンフレット＜1部＞

② 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。

なお、応募書類は返却しません。機密保持には十分配慮致しますが、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となりますので御了承下さい。

③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。

④ 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明して下さい。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

## (5) 応募書類の提出先

応募書類は郵送・宅配便等により以下に提出して下さい。

〒106-8450 東京都港区六本木1丁目9番9号

原子力規制庁長官官房放射線防護グループ監視情報課

「平成31年度原子力施設等防災対策等委託費（緊急時モニタリングセンターに係る訓練）事業」担当あて

※ 持参、FAX及び電子メールによる提出は受け付けません。資料に不備がある場合は審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入して下さい。

※ 締切を過ぎての提出は受け付けられません。郵送等の場合、簡易書留、宅配便等送付の記録が残る方法で送付して下さい。

## 7. 審査・採択について

### (1) 審査方法

採択にあたっては、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。なお、応募期間締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施する場合があります。

### (2) 審査基準

以下の審査基準（別添「採点表」参照。）に基づいて総合的な評価を行います。なお、応募者が2者以上の場合、事業者選定委員会の各委員が各々評価した結果の合計得点の高い者を採択いたします。

- ① 4. の応募資格を満たしているか。
- ② 提案内容が、1. 委託業務の目的に合致しているか。
- ③ 事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。
- ④ 事業の実施方法等について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
- ⑤ 本事業の関連分野に関する知見を有しているか。
- ⑥ 本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。
- ⑦ コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。
- ⑧ ワークライフバランス等の推進に関する認定等取組状況はどうか。

### (3) 採択結果の決定及び通知について

採択された申請者については、原子力規制庁のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

## 8. 契約について

採択された申請者について、国と提案者との間で委託契約を締結することになります。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、原子力規制庁との協議を経て、事業内容・構

成、事業規模、金額等に変更が生じる可能性があります。契約書作成にあたっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となりますので、あらかじめ御承知おき下さい。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もありますので御了承下さい。なお、契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、作業の一切（原子力規制庁より開示された資料や情報を含む。）について、秘密の保持に留意し、漏えい防止の責任を負うこととなります。

## 9. 問い合わせ先

〒106-8450 東京都港区六本木一丁目9番9号

原子力規制庁長官官房放射線防護グループ監視情報課

担当：廣上

FAX：03-5114-2185

E-mail：kiyokazu\_hirokami@nsr.go.jp

お問い合わせは電子メール又はFAXをお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。

なお、お問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「平成31年度原子力施設等防災対策等委託費（緊急時モニタリングセンターに係る訓練）事業」として下さい。他の件名（題名）ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上